

大村市と株式会社フォレストアドベンチャーとの包括連携に関する協定書

大村市（以下「甲」という。）と株式会社フォレストアドベンチャー（以下「乙」という。）とは、相互の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、それぞれの資源を有効に活用した連携を推進することで、地域社会の発展と市民サービスのさらなる向上等に寄与することを目的とする。

（連携事業の推進等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、甲乙の連携事業として、次の各号に掲げる政策等について、連携・協力の上推進するものとする。

- （1）観光振興に関すること
- （2）子育て支援、子ども・青少年育成に関すること
- （3）福祉と健康のまちづくりに関すること
- （4）産業・経済の振興に関すること
- （5）デジタル化の推進に関すること
- （6）その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、連携事業を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事業の具体的な内容については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 連携事業を推進するに当たっては、甲及び乙は、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

5 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携事業を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等が不正確であった場合又は誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和7年7月10日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定は1年間自動更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。この場合、甲

又は乙は、相手方に対して、本協定の解約に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、3年の間に、乙と甲が連携事業を一度も実施できなかった場合は、本協定は自動的に解除されるものとする。ただし、災害等により連携事業の実施が困難となった場合は除くものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携事業において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面により承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（業務内容報告）

第7条 乙は、当該年度分の連携事業実績を報告書にまとめ、毎年度3月31日までに提出するものとする。

2 乙は、甲からの求めがある場合には、連携事業の進行状況、その他甲が報告を求める事項に関して報告を行うものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和 7年 7月 10日

甲 長崎県大村市玖島1丁目25番地

大村市長

園田裕史

乙 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目15番13号

株式会社フォレストアドベンチャー

代表取締役社長

田桑正樹